

第三管区海上保安本部公示第49号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月29日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 静岡県御前崎港管理事務所

（2）住 所 静岡県御前崎市港6170-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 相良港相良地区（静岡県牧之原市相良地先）（位置図のとおり）

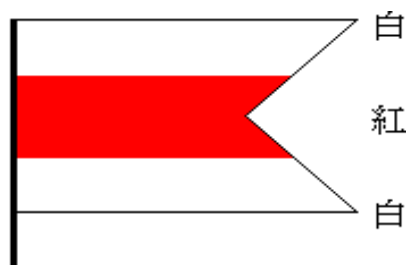
（2）期 間 令和8年1月15日から令和8年3月6日

3 水路測量の実施方法

光波測距儀による測位、単素子音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



（2）三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>



【発注箇所座標】緯度:34度41分10.264秒 経度:138度12分34.831秒, X:-26601m Y:-145711m

1/50000

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 32 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

位置図